

三島市立公園楽寿園内自動販売機設置協定書

三島市立公園楽寿園への自動販売機設置について、三島市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、三島市立公園楽寿園の一部（以下「施設」という。）を乙に、自動販売機設置の目的で使用を承諾する。

2 乙は、前項の施設に、乙の製品販売のための自動販売機を設置し、使用するものとする。

3 甲乙双方は、別添「仕様書」に基づいて自動販売機の設置及び管理を行う。

（設置の期間）

第2条 設置の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（使用料）

第3条 乙は、甲に三島市都市公園条例第10条第2項に基づき、同条例別表第3に掲げる額の使用料を甲が指定する期日までに納付しなければならない。

（自動販売機納付金）

第4条 自動販売機納付金は設置している自動販売機の毎月の売上実績合計額に、納付金料率●●%を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自動販売機に係る月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月10日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、自動販売機納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機の設置）

第5条 甲乙双方は、自動販売機の設置について、仕様書に記載された内容のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自動販売機の設置について、乙がその責に帰すべき事由により三島市立公園楽寿園の全部又は一部を滅失し若しくは毀損したときは、甲の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(2) 自動販売機の設置について、付帯する諸設備の使用に必要な経費は乙が負担しなければならない。

（維持管理等）

第6条 甲乙双方は、自動販売機の維持管理等について、仕様書に記載された内容のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲が使用を承諾した施設を転貸し、又は使用权の譲渡をしてはならない。
- (2) 甲が使用を承諾した施設について、乙が必要費又は有益費を支出することがあっても、乙はその費用を請求できない。
- (3) 甲において必要があるときは、施設について随時に実施調査し、乙に、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。
- (4) 甲は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は、遅滞なくこれを乙に通知するものとする。

(自動販売機設置の中止)

第7条 乙は、都市公園占用許可申請書を取り下げることにより自動販売機の設置を中止することができる。

2 前項の規定により都市公園占用許可申請書を取り下げるときは、乙は3ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により都市公園占用許可申請書を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

(協力関係)

第8条 甲は、自動販売機の保守管理に協力するとともに、緊急時の対応を行い、直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、都市公園占用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 本協定の条項に違反したとき。
- (2) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (4) 第3条の規定による使用料等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自動販売機を撤去しなければならない。

(原状回復)

第10条 乙は、協定期間が満了した場合又は占用許可を取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して生じた疑義については、その都度、甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年●月●日

甲 三島市北田町4番47号
三島市長 豊岡 武士 ⑩

乙 ●●●●●●
●●●●
●●●● ●●●● ⑩